

愛知県高等学校等奨学金貸与実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、愛知県高等学校等奨学金貸与条例（平成14年愛知県条例第10号。以下「条例」という。）第1条に定める高等学校等（以下「高等学校等」という。）における高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与に関し、条例及び愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（平成14年愛知県規則第22号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所得を証する書類)

第2 施行規則第1条第1項第1号の貸与希望者の父母（同規則第2条第1項各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる者。以下「父母等」という。）の所得を証する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 世帯状況調べ（第1号様式）
- 二 市区町村長が発行する奨学金の貸与の申請を行う日の属する年度の市町村民税所得割額の課税総所得金額が記載された課税証明書
- 三 貸与希望者及び貸与希望者と生計を同じくする者の生年月日及び扶養の状況が分かる書類の写し
- 四 その他知事が定める書類

2 施行規則第1条第1項第1号の第2条第4項各号のいずれかに該当することを証する書類は、次に掲げる書類及び前項に定める世帯状況調べとする。

- 一 生活保護の決定通知の写し
- 二 市区町村長が発行する市町村民税の減免を通知する書類の写し
- 三 その他該当することを証する書類

(緊急に奨学金を必要とする世帯)

第3 施行規則第2条第4項第3号の知事が認める世帯は、奨学金の貸与申請を行う日の属する年の1月以降に、父母等が次の各号のいずれかの場合に該当し、緊急に奨学金を必要とする世帯とする。

- 一 死亡した場合
- 二 疾病により6か月以上就労できない場合
- 三 失業した場合
- 四 廃業した場合
- 五 離婚した場合
- 六 大規模事故等に伴って多額の収入の減少又は出費があると知事が認める場合

(貸与の予約)

第4 高等学校等に進学を希望する者は、高等学校等へ入学した後に奨学金の貸与を受けることを、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）の最終学年時に申請すること（以下「予約申請」という。）ができる。

2 貸与の予約は、予約申請を行った者が予約申請を行った日の属する年の翌年度に高等学校等に在学しない場合はその効力を失う。

3 施行規則第2条第1項から第4項の要件に係る規定については、予約申請を行う者（以下「予約申請者」という。）に準用する。

4 予約申請者は、高等学校等奨学金貸与予約申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- 一 父母等に関する第2に定める書類

ただし、課税証明書は予約申請を行う日の属する年度の市町村民税所得割額の課税総所

得金額が記載された課税証明書とする。

二 その他知事が定める書類

(請求書の提出)

第5 貸与の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、愛知県教育委員会が別に定める日までに、請求書(第3号様式)を知事に提出するものとする。

(奨学金の振り込み)

第6 知事は、奨学生から適法な請求書を受領したときは、当該奨学生の普通預金口座に奨学金を振り込むものとする。

(貸与の休止)

第7 条例第7条第2項の規定により、貸与を休止する奨学金は、休学、停学、又は学習中断の期間が月の全体にわたる場合における当該月分とする。

(異動等の届出書面の様式)

第8 施行規則第11条の規定による異動等の届出は、異動(変更)届(第4号様式)により行うものとする。

(貸与の辞退による契約の解除)

第9 奨学生は、条例第7条第1項第2号の規定により貸与を辞退しようとするときは、奨学金貸与辞退届(第5号様式)を知事に提出するものとする。

(その他やむを得ない理由による返還の猶予)

第10 施行規則第9条第2号のその他やむを得ない理由により返還の猶予を受けようとする場合に添付する書類は、低所得世帯又は公立高等学校の定時制課程、通信制課程若しくは特別支援学校高等部に在学した奨学生の属する世帯(奨学生の入学の年の1月1日現在の年齢が19歳以上である場合を除く。)において奨学生が低所得であることを証する書類とする。

2 前項の低所得世帯は、奨学金の貸与時(複数の年度に渡って貸与を受けた場合は、最後に貸与を受けた年度)に課税証明書等により父母等の市町村民税所得割の合計額が18,900円(父母等が賦課期日現在において年齢19歳未満の扶養親族を有する場合には、18,900円に年齢16歳未満の扶養親族の数を21,300円に乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の扶養親族の数を11,100円に乗じて得た額の合計額を加算した額)未満の世帯であることの確認を受けた世帯とする。

3 第1項の奨学生が低所得は、奨学生(配偶者がある場合は奨学生及びその配偶者)の猶予申請の前年の年収が200万円(給与所得者以外は前年の年収から必要な経費を控除した金額が120万円)以下であることとし、これを証する書類は、市区町村長が発行する収入額の記載がある課税証明書等とする。

(保証人の変更)

第11 奨学生は、保証人の死亡その他やむを得ない理由により、保証人を変更したときは、保証人変更届(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由及び審査)

第12 この要綱の規定により知事に提出する書類は、貸与の決定を受けようとする者については在学する高等学校等の校長(市立の高等学校等にあつては、当該市教育委員会を含む。)を、予約申請者については在学する中学校等の校長を経由するものとし、当該書類の提出を受けた校長は、その内容を審査するものとする。

(選考委員会の設置)

第13 奨学生の選考にあたっては、必要に応じて選考委員会を設置し、その意見を聞くことができるものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 本要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 貸与の予約に関する改正規定は平成16年11月1日から施行する。ただし、施行日から平成17年3月31日の間は、改正前の条例及び施行規則中「高等学校等」を改正後の条例及び施行規則の「高等学校等」と読み替え、改正前の施行規則第2条中「1.5倍」を「2倍」と読み替えることとする。
- 3 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与実施要綱の規定は、平成17年4月1日以後に施行規則第2条第3項第1号に規定する高等学校等に入学する者に係る奨学金について適用し、同日前に改正前の施行規則第2条第3項第1号に規定する高等学校等に入学した者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に条例第一条に規定する高等学校等に入学（中等教育学校の第四学年への進級を含み、編入学を除く。以下同じ。）をする者（以下「平成二十四年度以後入学者」という。）及び同日以後に同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十四年度以後入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与について適用し、同日前に同条に規定する高等学校等に入学をした者（以下「平成二十三年度以前入学者」という。）及び同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十三年度以前入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、改正前の愛知県高等学校等貸与実施要綱（以下「旧要綱」という。）第5に規定する予約申請を行った者が、この要綱の施行日以降に条例第一条に規定する高等学校等に入学した場合は、旧要綱第5の規定は、なお効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与実施要綱第10の規定は、平成24年度以降に奨学金の貸与を受けた者及び平成23年度以前に奨学金の貸与を受けた者のうち平成24年度に条例第一条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）に在学するものについて適用する。
- 3 奨学金の貸与時に要綱第10に規定する低所得世帯の確認を受けていない場合は、高等学校等に在学した最終の年度（以下「卒業年度」という。）中の確認をもってこれに代えることができる。

この場合、父母等の市町村民税所得割の額は、卒業年度の父母等の課税証明書の額とする。

附 則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。